

1 同和問題

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画	R3 事業実績	評価・課題
①	学校教育の取組	<p>○すべての学校において、人権・同和教育を基底に据えた教育活動を推進するとともに、進路保障の取組を推進します。</p> <p>○各種研修会によって教職員の人権意識を高めるとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別をなくす実践力を培います。</p>	<p>○人権・同和教育の視点から授業研修を行う。</p> <p>○市教研の人権・同和教育部会と連携し、公開授業を企画し、教職員の研修の場とする。</p> <p>○人権・同和教育研修会を実施し、教職員の人権意識を高める。</p> <p>・全教職員対象 ・主任等対象</p>	<p>○人権・同和教育に係る授業を実施した。</p> <p>○児童生徒支援加配推進者が定期的な研修を受けた成果を各小中学校に広げた。</p>	<p>○全小中学校で実施できた。人権・同和教育の基本となる取組として、子どもたちの人権意識の向上に繋がっている。</p> <p>○指導者として、個々の人権感覚を磨く大切な機会となっている。参集型でなくても成果の上がる研修の仕方を模索していくことが必要である。</p>
②	社会教育の取組	<p>○各公民館単位で設置している地区人権・同和教育推進協議会において、差別のない明るく住みよい平和な地域の実現をめざし、人権・同和問題研修を積極的に実施し、地域住民の人権意識の向上に努めます。</p>	<p>○益田市地区人権・同和教育推進協議会での啓発活動を支援する。</p> <p>○人権標語啓発塔の改修を行い、地区住民への人権意識の向上に努める。</p>	<p>○益田市地区人権・同和教育推進協議会委員・事務局員講座を開催した。</p> <p>日時：令和3年11月12日 13：30～15：00 場所：東仙道公民館 内容：「コロナ禍における差別問題について」 講師：島根県西部人権啓発推進センター 尾村幸行 氏 受講者：31名</p> <p>日時：令和3年12月1日 13：30～15：00 場所：匹見タウンホール 内容：「同和問題解決のために」 ～近年の差別事象の事例から考える～ 講師：島根県西部人権啓発推進センター 尾村幸行 氏 受講者：33名</p> <p>日時：令和3年12月14日 13：30～15：30 場所：人権センター 内容：「多文化共生セミナー」 ～色々な文化を持つ人が互いを認め、理解し共にくらししていくために～ 「やさしい日本語」について 講師：島根県文化国際課 国際交流員 フェリペ・ナシメント氏 オリバー・マーシャル氏 公益財団法人しまね国際センター 地域日本語教育コーディネーター 岩田和美 氏 受講者：83名</p> <p>○各地区に設置された人権標語啓発塔の看板について経年劣化し文字が薄れているものを改修した。実施場所：鎌手公民館</p>	<p>○協議会委員対象の研修会の開催により、人権・同和教育に関する地域リーダー育成の取組ができた。引き続き、地域で実施する様々な人権課題の解決のための啓発活動を支援し、差別のない住みよいまちづくりに繋げることが必要である。</p> <p>○継続的に改修を行い、地区住民への意識啓発につなげていく必要がある。</p>
③	啓発・広報活動の推進	<p>○人権センターを核とし、社会教育団体・石西地域人権を考える企業等連絡協議会・NPO法人等と連携し、</p>	<p>○人権・同和教育講演会や研修会を開催する。</p> <p>○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等の関係</p>	<p>○小中学校の教職員を対象にDVD視聴による研修を実施した。</p> <p>テーマ：・デートDV ・性的マイノリティーと人権</p>	<p>○DVD視聴による研修は参加しやすく、校内での事例も話し合うことができ、認識の共有ができたと好評だった。今後も継続していくた</p>

		各種講演会、イベント等を企画し啓発・広報活動に努めます。	<p>機関と連携した啓発活動を実施する。</p> <p>○人権・同和教育に関するパネル展示を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる人権侵害 ・子どもの人権、障害者の人権、同和教育問題 <p>参加校 小中学校 17/24校 参加校率 70.8% 小中教職員 204/397人 参加率 51.4%</p> <p>アンケート 201人回答 関心が深まった 98.0%</p> <p>○石西地域人権を考える企業等連絡協議会へ各種研修会等の組織的な参加の呼びかけを行った。</p> <p>○人権週間の活動として、石西地域人権を考える企業等連絡協議会等の会員と市内3会場で人権啓発に関するチラシやグッズを配布する街頭アピール活動を実施した。</p> <p>○差別をなくす強化月間人権・同和教育に関する啓発を島根県西部人権啓発推進センターとの連携により実施した。</p> <p>開催期間：7月12日～8月12日 主催：島根研西部人権啓発推進センター 内容：パネル展示、貸出用啓発書籍及びDVDの案内、ポスターコンクール作品掲示等 来館者：642人</p>	<p>めに様々なテーマを取り上げるなど工夫をしていく必要がある。</p> <p>○石西地域人権を考える企業等連絡協議会と連携し、企業としての人権に対する取組についてアピールができた。今後も引き続きグッズ配布等の街頭アピール活動を継続し啓発していく必要がある。</p> <p>○パネル展示等様々な媒体を用いて人権問題を身近に感じてもらうことでの啓発を行うことができた。引き続き関係機関と連携し情報提供を行い、来館者の意識啓発につながるよう努める必要がある。</p>
④	人権センター事業の充実	○人権センターは、地域住民のニーズを把握し、その生活課題に応じて、各種相談事業、地域福祉事業や人権課題の解決のための啓発事業、交流促進事業を総合的に実施します。	<p>○生活総合相談や各種専門機関等の相談会を実施する。</p> <p>○行政機関等相談担当者ネットワーク会議を開催し、相談担当者の資質の向上と連携の強化を図る。</p>	<p>○生活環境や近隣住民との人間関係等に関する相談に対応した。相談内容によっては、各専門機関に引継ぎ解決への支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談 77件 ・地域巡回相談 34件 <p>また、各種専門機関等の相談会も毎月実施し、相談体制の充実に取組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士による無料法律相談 38件 ・石見法律相談センター無料法律相談 111件 ・行政書士無料法律相談 25件 ・心配ごと相談 7件 ・行政相談 3件 <p>○行政機関等相談担当者ネットワーク会議を開催した。(1回) 各相談機関の担当者の課題解決のための研修会を開催し、相談担当者としてのスキルアップを図った。</p> <p>・日時：令和3年5月14日 13:30～15:00 場所：人権センター 内容：「各相談機関の相談業務の説明・取組について」 参加者：21名</p>	<p>○相談案件に応じたアドバイスや他機関との連携を行い、相談対応に取組んだ。今後も継続して相談しやすい体制作りが必要である。</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回しか開催できなかったが、各機関の取組について情報共有を行うなど、連携を図ることができた。今後も定期的に担当者の資質向上及び関係機関とのネットワークの強化に努める必要がある。</p>

2 女性

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画	R3 事業実績	評価・課題
①	人権尊重の意識づくり	<p>○女性の人権を尊重し、意識を高めるための研修会を実施します。</p> <p>○男女平等、男女相互理解についての教育を進めます。</p> <p>○性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。</p>	<p>○パネル展示、ポスター掲示、リーフレット及びパンフレットの配布、男女共同参画通信の発行等、媒体を通じた啓発活動に努める。また、公式ウェブサイト、お知らせ放送を通じた情報提供を行う。</p> <p>・男女共同参画週間にコーナーを設け啓発を行う。</p> <p>○性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための講座、研修を行う。</p>	<p>○男女共同参画週間にテーマを設定したパネル展示等を行った。</p> <p>・開催期間：6/22～7/5</p> <p>場所：人権センター</p> <p>・内容：「男女共同参画」をテーマにした絵本、パネル展示や令和3年益田市男女共同参画意識調査の結果の掲示</p> <p>絵本の展示：男女共同参画をテーマにした子ども向け、大人向けの絵本を設置。（設置した絵本以外の紹介チラシも設置）</p> <p>パネル展示：「災害と女性」</p> <p>意識調査の結果から ハラスメントとDVについて</p> <p>来場者 203人 アンケート回答者 31人（全員が人権問題について関心理解が深まったと回答した）</p> <p>○男女共同参画通信を発行した。（2月）</p> <p>○企業等に向けた女性の活躍推進リーフレットの配付やポスターの掲示等を行った。</p> <p>○石西地域人権を考える企業等連絡協議会へしまね女性センター主催の研修への周知・参加依頼をし、8社15名の参加があった。</p> <p>○地域における男女共同参画推進事業研修会を開催した。</p> <p>映画「妻よ薔薇のように 家族はつらいよⅢ」上映グループトーク「固定的性別役割分担と暮らし～自分の気づきを言葉にして伝えよう！」</p> <p>日時：10月6日 場所：人権センター</p> <p>対象：市民及び行政職員</p> <p>参加者：市民33人、行政職員11人、サポーター等9人 総53名</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、コーディネーターによる会場内での意見交流を実施した。</p>	<p>○毎年男女共同参画週間期間中にテーマを設定したパネル展示等による啓発を継続している。貸館を含め、多くの来館者に意識啓発をすることができた。アンケートの回答率は15.3%であったが、人権問題について関心や理解が深まったとの回答もあり、男女共同参画週間をはじめ、引き続きパネル展示や男女共同参画通信の発行などにより様々な機会を通じた啓発活動を実施する必要がある。</p> <p>○第4次男女共同参画計画について、住民周知を行い、性別による差別をなくし、一人ひとりが活躍し、個性と能力が輝くまちづくりに取り組む必要がある。</p> <p>○引き続き企業等に向けた研修会等の情報提供を行い啓発していく必要がある。</p> <p>○研修会では男女の格差につながる固定的性別役割分担や相手を尊重したコミュニケーションについての理解を深めることができたので引き続き研修会を開催する必要がある。</p>

②	女性に対するあらゆる暴力根絶の取組	<p>○暴力は、重大な人権侵害であり尊厳を傷つけることを認識し、理解を深めるために講演会や研修会を開催します。</p> <p>○啓発パンフレットや広報等による啓発を実施するとともに、デートDV防止等の未然防止教育を進めます。</p> <p>○相談しやすい体制づくりに努め、相談者への適切な支援を実施するとともに、庁内外関係機関との連携強化を図ります。</p>	<p>○市内の各中学校内においてデートDV未然防止の取り組みが実施できるよう、学校との連携を図る。また、教職員対象の研修会等を開催する。</p> <p>○「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動への参加やパンフレット等の配布を行う。</p> <p>○益田圏域の女性に対する暴力対策関係機関連絡会に参加する。</p> <p>○市民の意識調査結果でのハラスメントの実態等を踏まえ、暴力防止に関する意識啓発を行う。</p>	<p>○デートDV研修を企画したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催予定日：1月18日 ・予定場所：吉田小学校 教職員研修として予定 ・研修会『被害者にも加害者にもならないように～子どもたちに知ってもらいたいこと、大人ができること～』 講師 島根県女性相談センター 田村貴子 氏 <p>○女性に対する暴力をなくす運動期間に暴力防止に関する意識啓発活動を行った。</p> <p>開催期間：11/17～11/25 場所：人権センター 内容：ポスター掲示、チラシ及びパープルリボン等の設置 意識調査の結果から ハラスメントとDVについて 来場者 203人 アンケート回答者 31人（全員が人権問題について関心理解が深まったと回答した）（再掲2-①） また同期間中、関係機関に啓発用チラシやポスターを配布し暴力防止に関する意識啓発を行った。</p> <p>○男女共同参画通信「なーんと素敵なパートナーシップ」（県内相談機関の一覧を記載）を発行し、各公民館、庁内男女共同参画計画推進委員各関係課に配付した。</p> <p>○益田圏域の女性に対する暴力対策関係機関連絡会に参加した。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催となった。</p>	<p>○デートDV研修は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施できなかったが、若年層からの被害防止、人権意識啓発のため取組を継続することが必要である。</p> <p>○「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となったが、関係機関にチラシやポスターを配布し周知を図った。引き続き啓発活動を行い、意識啓発に努める必要がある。</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催となったが、今後も引き続き連絡会に参加し、相談者への適切な支援が実施できるよう、連携強化に努める必要がある。</p>
③	働きやすい職場づくり	<p>○事業者に対し、職場における男女の機会均等と待遇の確保、育児・介護休業制度等について適切な措置が取られるよう関係機関と連携して情報提供を図り、就労条件の向上を促します。</p> <p>○セクハラやマタハラの防止など働きやすい職場環境の整備を推進します。</p> <p>○仕事と家庭・自分自身のための時間との調和が保たれ、多様な働き方が選択できるようにワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。</p>	<p>○関係機関からのパンフレットなどを企業や事業所に配布する。</p> <p>○企業等が構成する会の集会等において、働き方や労働環境に関する情報提供を実施する。</p>	<p>○石西地区地域人権を考える企業等連絡協議会に企業向けの人権啓発に関する情報提供を行った。</p> <p>○益田鹿足雇用推進協議会会員等に情報提供を行った。</p>	<p>○引き続き関係機関と連携して情報提供を行い、働きやすい職場づくりへの働きかけを行う必要がある。</p>

3 子ども

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画	R3 事業実績	評価・課題
①	社会みんな で子育ての よろこびを 分かち合う 取組	○家庭、地域、学校等それぞれが役割を果たしながら連携・協力し、子どもたちの発達段階に応じた健やかな成長を支えられるよう保健、医療及び教育体制の構築を図ります。 ○仕事と子育ての両立ができる職場環境の確立をめざし、企業等に対する啓発活動を推進します。	○乳幼児健診の実施 発達段階に応じた健診を実施し、発達状況の確認や子育て相談を行う。 ○発達クリニック(にじいろ相談室)の実施 発達支援を必要とする就学前の幼児に対し、専門医師等による相談を実施し、支援方法について方向付けを行う。 ○子育て世代包括支援センター 妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握し相談に対応するとともに、必要な支援の調整を行い、妊娠から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を提供する。 ○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度の周知を図り、子どもを安心して産み育てられるためのまちづくりを推進する。	○乳幼児健診を実施した。 未受診者への声かけや家庭状況把握など、母子保健推進員、保育所や幼稚園と連携し子どもの発達状況の確認を行った。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、9月までは2歳児歯科健診を中止した為、必要に応じて電話や訪問にて状況確認を行った。 ○発達クリニック(にじいろ相談室)を実施した。 ・実施回数 15回 延 45名(実人員 45名) ○子育て世代包括支援センターにて妊娠から子育て期にわたり、継続して支援を行った。 ・母子手帳交付時の全妊婦面談 270件 ・支援ケース 107件 母子手帳アプリ「母子モ♡ますだ」を活用し、保護者へ情報提供を行った。 ・登録件数 576件 ○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度を推進した。 ・宣言企業登録数 49社(令和4年3月31日現在) ・周知方法:市公式ウェブサイト、個別訪問・通知、企業連絡会議等への参加等 ○石見臨空ファクトリーパーク立地企業連絡会にて資料配布し「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度について周知を図った。	○乳幼児健診の実施 引き続き健診受診率100%をめざすとともに、受診困難な場合には保育所等との連携や家庭訪問等、様々な機会を捉えて子どもの発達状況等の確認を行う必要がある。 ○乳幼児発達支援事業(発達相談)の実施 切れ目なく適切な時期に相談支援が行えるよう関係機関と連携し、体制を整える必要がある。 ○子育て世代包括支援センターの設置 妊娠から乳幼児期の親子へ継続して関わることができている。さらに、関係機関との情報共有や連携を行い、必要に応じて妊娠初期から継続した支援ができるよう、フォロー体制を整えていく必要がある。様々な媒体の活用により、きめ細やかに必要な情報を提供に努めている。 ○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度の推進 仕事と子育ての両立が出来る職場環境の確立を推進するため、多くの企業に子育て応援宣言していただけるよう、企業・団体等に対し、制度の目的・内容等を引き続き周知していく必要がある。 ○多くの企業に子育て応援宣言していただけるよう、企業・団体等に対し、制度の目的・内容等を引き続き周知していく必要がある。
②	子どもの権利条約などの理解促進	○学校をはじめ、地域等で子どもの権利条約などの内容が広く理解されるよう教育・啓発を進めます。	○「子どもの権利条約」などについての授業実践を行い、学習を深める。	○「子どもの権利に関する条約」に関する啓発資料を、小学校3年生、中学校1年生に直接配布し、児童生徒の発達段階に応じた活用について周知した。	○今後も各校で、啓発資料を使い、計画的に学級活動等で活用する必要がある。 ○保護者や地域と共に啓発資料を用いた授業公開や研修とする機会をより多く持つように働きかけていく必要がある。
③	要保護児童等への適切な支援	○要保護児童対策地域協議会を中心に保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や要支援家庭の早期発見と適切な支援を行います。 ○虐待防止に関する幅広い啓発を行うことによって、地域や関係機関が一体となり、乳幼児や児童の虐待防止に取り組む環境づくりを進めます。	○関係機関との連携による支援 支援が必要な児童は、要保護児童対策地域協議会で関係機関による個別支援検討会議を開催し、情報共有を行うとともに、支援方針を決定し、役割分担をしながら連携して支援を行う。 ○リスクのある家庭への早期支援 各機関との連携強化や相談支援体制の充実を図りながら、虐待やリスクを抱える家庭を早期に発見し、適切な支援に繋げる。 ○虐待防止に関する啓発 11月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防	○関係機関との連携による支援を行った。 ・要保護児童対策地域協議会の実施状況 管理ケース:180ケース 代表者会 1回 実務者会議 5回 個別支援検討会議 150回 進行管理会議 10回 ○リスクのある家庭への早期支援を行った。 母子手帳交付以降、電話連絡や来庁面談、家庭訪問等を行うことにより状況を確認し適切な支援に繋げている。 ・乳児家庭全戸訪問	○関係機関との連携による支援 子育てあんしん相談係に社会福祉士、臨床心理士など専門職を配置し、体制強化を図りながら、課題を抱える家庭の相談支援を行っている。今後も要保護児童対策地域協議会を中心に虐待をはじめ、支援が必要な児童の相談が増加する中で、様々な機関と連携し早期に適切な支援に繋げていくとともに、積極的に研修会に参加し職員のスキルアップ向上に努めたい。 ○リスクのある家庭への早期支援 リスクのある家庭への支援を早期に行うため、妊娠から切れ目なく、病院をはじめ母子保健担当者や関係機関と連携・情報共有し適切な支援に繋げていきたい。

			止に向けた取組を行う。	対象数：275件 訪問件数：272件 ○虐待防止に関する啓発を行った。 ・児童虐待防止月間に合わせポスター掲示や懸垂幕の掲揚、市民課窓口設置の広告モニターへの情報掲載、チラシの配布、市広報や告知端末、児童虐待防止に関する啓発を実施した。 ・学校や幼稚園・保育園を通じて保護者へ虐待防止に関するチラシを配布し、啓発に努めた。	○虐待防止に関する啓発 引き続き様々な機会を捉えて児童虐待防止に関する意識啓発に努めたい。
④	いじめの未然防止・早期発見に向けた取組	○益田市いじめ防止基本方針を定め、学校と連携を図り、いじめ防止、いじめ早期発見及びいじめへの対処に取組んでいきます。	○益田市いじめ防止基本方針（改訂版）の周知と未然防止・早期発見を図る。 ○市内各学校にいじめの早期発見を目的としたアンケート調査や教育相談の機会を設けるように働きかける。 ○市内の小中学校において「アセス（学校環境適応感尺度）」を実施し、分析を行い児童の実態把握や支援に生かす。	○益田市いじめ防止基本方針（改訂版）の周知を図り、各校のいじめ防止方針等を点検した。 ○学校ごとにいじめの早期発見を目的としたアンケート調査や教育相談の機会を設けた。 ○アンケート調査（アセス（学校環境適応感尺度）等）や教育相談を実施した。	○各学校において、教育活動全体を通じて人権意識を高め組織的な対応が行われている。また、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない。」ことの意味を促すよう取組を進めることができた。 ○学校におけるいじめに対する認識が深まり、いじめの認知件数に反映されている。
⑤	体罰根絶に向けた取組	○体罰は重大な人権侵害であることを教職員一人一人が認識し人権意識を高めるとともに、日頃から子どもとの信頼関係の構築に努めます。	○年間を通して、定期的に学校訪問を行う。 ○管理職に向けて体罰の根絶について話をし、校内の教職員に対しての指導を行う。	○年間を通じて定期、不定期に学校訪問を行った。 ○管理職との意見交換や教職員との情報共有に努めた。	○学校訪問等を通して、校長及び教職員と連携を取り、各学校における人権課題等について、学校と情報を共有し、必要に応じ速やかに指導、助言又は、支援を行うよう努め、信頼関係を構築できた。
⑥	子どもの貧困に対する支援	○子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、保健、医療、福祉、教育など子どもに関わる機関が子どもの貧困に対する視点を持ち、早期発見・早期支援に取組ます。 ○子どもの貧困の背景には、保護者等の複合的な課題があることも認識し、子どもへの支援と同様に保護者等への支援に取組ます。	○市内で実施されている、子ども食堂等の活動などを把握し、国、県、関係団体等からの支援に関する情報提供を行う。 ○生活困窮者自立支援を益田市社会福祉協議会へ委託し、相談から支援に結び付けるよう支援・助言を行う。 ○本人、家族等からの相談において、課題・問題の早期発見及び、関係機関との連携により生活困窮者の自立に向けた支援を行う。 ○ハローワークと連携を図りながら、生活保護受給者や生活困窮者のひとり親の就労支援を実施する。 ○民生委員・児童委員において、スキルアップを図るための取り組みとして開催される学習会や、多くの講演会や学習会への参加を支援する。 ○各家庭の状況に応じて、就学援助制度に基づき支援を行う。	○子どもの貧困対策に関する連携状況 島根県から委託を受けた社会福祉法人島根県社会福祉協議会が実施する子ども食堂サポート事業について、よりよい事業実施を行うための助言を行うことを目的とした、しまね子ども食堂応援会議に参画し、県内外の情報共有と島根県が進める県内子ども食堂20か所の実現について協議した。 ○市内子ども食堂への情報提供 子ども食堂に関する助成、補助等の情報提供を行った。 ○生活困窮者自立支援事業 ひとり親世帯からの相談件数 24件 プラン作成件数 3件 関係機関と連携し、生活の見通し、生活向上のための相談・支援を行った。 ○ひとり親世帯のハローワークとの連携状況 ・ひとり親世帯・ハローワーク・生活保護担当との連携 支援対象者 3名（延べ相談件数31件） ・ひとり親世帯・ハローワーク・児童扶養手当受給者との連携 支援対象者 18名（延べ相談件数140件） ○生活保護受給者等就労自立促進事業において、ひとり親世帯・ハローワーク・生活保護担当及び児童扶養手当担当で連携を行い、新規就労及び増収に向けた支援を行った。	○島根県社会福祉協議会を中心に県内各関係機関が、どのような協力関係が築けるのか、どのような連携が出来るのかについて、検討する必要がある。 ○今後庁内関係部課及び各子ども食堂とどのように連携していくかについて、検討する必要がある。 ○引き続き益田市社会福祉協議会やハローワークなどの関係機関と連携し、生活困窮者の自立に向けた支援を行う必要がある。 ○ひとり親世帯に対して、ハローワークによるセミナーが8月に開催された際には、3名の参加があり、2名が就労につながった。 ○新規就労や増収を目指すひとり親世帯に対して、支援につながるようハローワーク、生活保護担当及び児童扶養手当担当の速やかな連携に努めたい。

⑦	情報モラル教育の推進	○インターネットとの正しい関わり方を教えるとともに、氾濫する情報の中から正しい情報を主体的に判断し活用できる能力の育成や向上に努めます。	○各小中学校 PTA 総会においてメディア接触状況と情報モラル啓発の説明会の実施 ○学校、教育事務所及び福祉関係者など、情報モラル教育指導者対象のオンライン研修会の実施（講師：吉岡良平氏） ○児童、生徒及び保護者対象のオンライン情報モラル教室の実施（講師：吉岡良平氏）	○年度当初計画していた東京から講師を招聘しての集合型研修会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施できなかったが、オンラインによる研修会を実施した。事前に各校の実態に応じた講演内容の要望調査を行い、各校のニーズに応える研修会を開催した。 小学校対象7回、中学校対象7回、PTA・地域対象4回 講師 吉岡良平氏	○集合型研修はできなかったが、情報モラルへの学びを止めないためにオンラインで最新の状況について、また各校のニーズに応じた研修ができたのはよかった。ただ、小学校低学年時からのメディア接触時間の増加傾向は続いている。保幼から小学校低学年時の保護者へ向けての意識付けや啓発を行う必要がある。
---	------------	--	--	--	--

4 高齢者

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画	R3 事業実績	評価・課題
①	安否確認の体制整備	○要援護者に対し、地域住民、地区社協、自治会等と連携・協力しながら、声かけや見守りなどを行います。 ○それぞれの高齢者に適した安否確認の方法を地域の方や関係機関と共に、検討していきます。	○日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯に、緊急通報装置を貸与する。 ○日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯（利用者）に緊急通報装置を貸与し、利用者からの相談や緊急通報等に対応する。	○緊急通報装置設置台数：612 件（R4.3 月末 対象者：65 歳以上） ○救急車要請：29 件 相談：632 件 委託業者からの安否確認：7,289 件	○独居世帯、高齢者のみの世帯の増加に伴い、緊急通報装置の必要性は高くなっている。申請の確認を民生委員だけでなく、地域包括支援センターやケアマネジャーからも行えるように申請方法を変更し、高齢者が利用しやすいように進めていく。
②	相談体制の充実	○地域包括支援センターでは、高齢者の暮らしを地域でサポートするため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置し、チームアプローチによって専門的に対応します。 ○民生委員・児童委員と連携し、必要なサービスの情報提供や適切な機関への紹介等の支援をします。	○地域包括支援センターの相談体制を充実させるため、民生委員や介護支援専門員等からのアンケートなどをもとにセンター職員のスキルアップを図る取組を実施する。 ○民生委員・児童委員において、スキルアップを図るための取り組みとして開催される学習会や、多くの講演会や学習会への参加を支援する。	○民生委員や介護支援専門員等に対し地域包括支援センターに関するアンケート調査を実施した。調査結果をもとにセンター職員を対象とした研修会を開催し、スキルアップを図った。(R4.3 月開催) 高齢者本人や家族、地域住民や民生委員などからセンターに寄せられた介護や生活に関する相談件数：令和3年度1,018 件 ○民生委員からの相談に対し、地域包括支援センターへ繋ぐなど双方の連携が図られるよう支援を行った。	○センター職員を対象とした独自の研修は初めてであったため、今後も継続して実施する必要がある。 ○センター職員と民生委員との連携体制は構築されてきている。今後は民生委員だけでなく、高齢者の支援に携わる関係機関とセンターとの連携強化のため、双方への情報提供や意見交換の場を設定する必要がある。
③	生きがい活動への支援	○高齢者の健康といきがいづくりのため、高齢者やボランティア等が協働して企画・運営しているサロンを支援します。 ○高齢者自らが行う社会奉仕活動、友愛活動や健康づくり活動を総合的に支援します。	○益田市社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン」や、他のサロン等との交流事業を実施する。 ○高齢者の生きがいと社会参加の機会が確保できるよう、庁内・庁外関係機関と協働した取組を行う。	○これまでと同様に健康増進課を事務局とした健康ますだ市21 推進協議会のほか、老人クラブ連合会、益田市社会福祉協議会（継続しているサロン事業73 カ所、新規3 カ所）、シルバー人材センター等庁外の関係機関へ事業を委託し実施した。	○新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動が困難な団体に対して、補助金を交付し、感染防止対策を行いながら活動が継続できるよう支援を行った。 ○サロン事業を実施する上でサロン会員や世話人の高齢化による運営の難しさが課題となっている。
④	介護予防事業の推進	○高齢者が健康や介護予防に関心を持ち、生活習慣病や認知症等の予防に取組み、住み慣れた地域で健やかに生活できるように推進します。 ○地域特性に応じた介護予防基盤整備のため、地域組織や団体と連携し、地域主体の介護予防を推進します。 ○要介護認定者の方に対して、生活機能の維持向上のための目標、プラン、サービス提供を行うとともに、定期的に評価、見直しを図ります。	○フレイル状態の早期発見やフレイルに関する普及啓発を実施することで、状態像に応じた介護予防の取組を行う。 ○いきいき百歳体操やその他の通いの場等への参加が継続的にできるよう、関係機関や住民組織へ必要な情報提供を行う。 ○保険事業と介護予防の一体的実施に向けた検討を行う。	○地域の集まりに合わせてフレイル度チェックを実施し、フレイル状態の早期発見、普及啓発を実施した。 ・28 カ所 156 名に実施 ○「いきいき百歳体操」を実施している住民主体の通いの場は、市内55 カ所ある。 ○保健事業と介護予防の一体的実施に向け、保険課、健康増進課、高齢者福祉課の3 課で定期的に検討の場を持ち、既存事業の整理を行った。 ○地域ケア個別会議（フレイル状態の把握、状態に応じた介護予防	○「フレイル」という言葉を聞いたことがない高齢者もおられ、フレイル度チェックを実施することで、「フレイル」に興味を持つきっかけとなった。実施後のフォロー体制が整っておらず、現状把握のみに終わっている。 ○地域ケア個別会議で抽出された地域課題の解決に向け、試行的に事業を実施した。他の会議や介護予防事業とのつながりをより意識しながら開催することや、マネジメント側への自立支援や介護予防に関する意識付けが必要である。

				<p>や社会参加の機会の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例検討 新規5事例/年 ・全体会 2回/年 <p>事例の振り返りの時に、地域課題の抽出や対応策の検討を行った。</p>	
⑤	認知症への理解と支援体制の整備	<p>○認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため認知症への理解や、認知症高齢者やその家族への理解を深める研修会等を開催します。</p> <p>○冠婚葬祭や介護疲れなどで介護ができないときの介護者支援の充実を図ります。</p> <p>○認知症高齢者やその家族からの相談に応じ、適切な医療・介護サービスが受けられるよう関係機関の調整を行います。</p> <p>○地域の実情に応じて認知症高齢者やその家族を支えるネットワークづくりを行います。</p>	<p>○認知症に対する理解の普及啓発を継続的に実施する。</p> <p>○認知症ケアパスの活用を通じ、認知症高齢者やその家族に必要な情報発信を行う。</p> <p>○地域包括支援センターや認知症初期集中支援チーム、医療機関などと連携を図りながら、認知症高齢者やその家族に対する支援の充実を図る。</p>	<p>○認知症サポーター養成講座 9回開催、142名の認知症サポーターを養成した。</p> <p>○認知症カフェ交流会 1回開催(12月)</p> <p>○認知症キャラバンメイト交流会 1回開催(12月)オンラインにて開催</p> <p>○権利擁護推進会議 2回開催(7月・3月)うち1回は書面開催</p> <p>○初期集中支援チーム 相談件数:6件</p> <p>○普及啓発活動 介護予防事業と連携し、地域で認知症の講話を実施した。 金融機関に対して認知症の勉強会を開催した。</p>	<p>○認知症サポーター養成講座は、感染防止対策などを行いながら開催し、学生や地域のサロンなど、幅広い世代を対象に認知症の正しい知識と理解について普及啓発することができた。</p> <p>○認知症カフェ運営者やキャラバンメイトに対し、活動支援として必要な情報提供や交流の場を提供することができた。</p> <p>○認知症ケアパスの活用や他事業との連携を行い、認知症の正しい知識と理解の普及啓発を継続的に行う必要がある。</p>
⑥	高齢者の権利擁護に関する取組	<p>○高齢者虐待対応ケア会議を開催し、支援の方向性を明確にし、より専門的な支援に繋げていきます。</p> <p>○高齢者の権利擁護について、周知・啓発、個人の理解を深めるために参加者に応じた研修会を開催します。</p> <p>○成年後見制度の利用促進のために申立て支援や、低所得者に対する成年後見人等の報酬の助成を行います。</p> <p>○地域福祉の担い手として、高齢者の様々な権利を地域から支えることが期待される市民後見人の活動を推進していきます。</p>	<p>○高齢者虐待への対応について、関係機関と連携を図りながら権利侵害の解決に向けた支援を実施する。</p> <p>○権利擁護(認知症の理解や高齢者虐待の防止など)に関する普及啓発の機会を設ける。</p> <p>○高齢者の状況に応じて、必要な場合は市長申立を行うなど、成年後見制度が適切に利用できるような支援を行う。</p>	<p>○権利擁護推進会議 2回開催(7月・3月)うち1回は書面開催(再掲4-⑤)</p> <p>○権利擁護推進における地域連携ネットワークの中核となる中核機関を設置し、市民からの相談対応や普及啓発等を行った</p> <p>○成年後見制度が必要な方に対し、申立人不在など申立てが困難な場合の支援を行った。 ・市長申立件数 7件</p>	<p>○高齢者虐待について、地域包括支援センターと行政が連携を図りながら対応することができた。</p> <p>○引き続き、判断能力の低下や認知症の進行により権利侵害を受けやすい高齢者に対して適切な支援を行うことができるよう、関係機関との連携を図る必要がある。</p> <p>○成年後見制度の活用が必要な方に対し、市長申立など適切な支援を行うことができた。</p> <p>○成年後見制度の利用促進に向けて、制度の周知や市民からの相談、支援を継続して行う必要がある。</p>
⑦	消費者被害等の未然防止の取組	<p>○高齢者をはじめ地域住民に対して、消費者問題等の理解を深め、消費者被害等の未然防止につなげるための啓発活動を行います。</p> <p>○消費生活センターへの相談に対して、関係機関と連携し相談者の支援に努めます。</p>	<p>○消費者被害の未然防止につなげるため、消費生活に関する講演会や街頭啓発活動を実施する。</p> <p>○消費者相談を実施し、困難な案件などは県消費者センター石見地区相談室と連携を行い、相談者の支援に努める。</p>	<p>○消費者セミナー及び啓発活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者セミナー 日時:令和4年3月2日14:00~16:00 場所:人権センター 内容:「消費者被害の現状について」 講師:田上法律事務所 弁護士 田上尚志 氏 受講者:14名 ・啓発グッズ等の配布による啓発活動 時期:令和4年2月~3月 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、街頭での啓発グッズの配布による啓発活動は行わなかったが、人権センターで開催する各種講演会、消費者問題研究協議会構成団体、民生委員児童委員及び各公民館に啓発グッズを配布することで各地域 	<p>○消費者被害未然防止のため、引き続きセミナーの開催や啓発グッズ等の配布による啓発活動を実施し、相談窓口の周知に努めることが必要である。</p>

				での消費者被害の未然防止や啓発に役立ててもらった。 ○消費者からの相談を受け、解決への支援を行うとともに、困難な事例については県と連携しながら支援を行うことができた。 相談件数 82件	○消費者相談では、消費生活相談員が相談対応を行っている。消費者問題は多様化してきているため、県消費者センター石見地区相談室等の関係機関と連携しながら相談者の支援に努めることが必要である。
--	--	--	--	--	---

5 障がいのある人

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画	R3 事業実績	評価・課題
①	バリアフリー社会の実現	○障がいのある人の基本的人権の尊重を基本とし、障がいのある人に対するあらゆる「バリア」を解消し、誰もが安全で安心して暮らせる地域をめざします。 ○市民一人一人が障がいおよび障がいのある人に対する理解と認識を深めソーシャルインクルージョンを推進し、共に生きる社会の実現をめざします。	○益田市障がい者自立支援協議会障がい理解促進部会で協議検討し、障がいの理解啓発を進める。 ○広報、ケーブルテレビ等にて障がいに関する啓発を進めるとともに、遠隔手話サービスの利用に向けた協議を行う。	○益田市障がい者自立支援協議会障がい理解促進部会で、店舗で取り組んでいることや、困っていることの聞き取りを行なった。(3店舗聞き取りを実施した) ○手話言語条例に関する取組を行った。 ・広報(手話の紹介を毎月掲載)、パンフレットの作成・配布 ・遠隔手話サービスについて、関係機関等と協議を行った。 ○ケーブルテレビにより障害者週間の周知を行った。	○店舗への聞き取りを行う中で、あいサポート研修や手話教室などの周知を行うことができた。聞き取りに行くことが啓発に繋がることも分かったので、今後の活動に活かしたい。 ○広報で毎月手話の単語を掲載し、手話の理解啓発に努めたが、引き続き取組が必要である。 遠隔手話サービスの利用に向けて、今後も協議を続けることが必要である。
②	地域生活の支援体制の充実	○障がいのある人が自らの選択により、住み慣れた地域で適切なサービスを受けられる体制と入所施設から地域生活への移行が促進される体制の整備を図ります。 ○個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し適切に対応するため、保健・医療・福祉等関係機関が連携を図ります。	○益田市障がい者自立支援協議会を開催し、障がいのある人の生活を支えるための体制整備等の協議を行う。 ○市、益田市基幹相談支援センター及び市内相談支援事業所(5事業所)で毎月相談支援会議を開催。細やかなサービス提供ができるよう情報共有を図る。	○益田市障がい者自立支援協議会を2回(1回は書面報告)開催した。 ○相談支援会議を毎月開催し事例検討や、テーマを決めて検討を行った。	○引き続き障がいのある人の生活を支えるための体制整備等の協議を行う必要がある。 ○毎月開催した相談支援会議は、情報の共有、課題の共有の場として有効であった。
③	自立と社会参加の促進	○障がいのある人が、その能力を最大限に発揮し、より充実した社会生活を営むことができるように、教育、福祉、医療、労働等の各分野の連携を強化しながら、総合的かつ継続的な支援を推進します。 ○障がいのある人が、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活ができるよう、地域における助け合い、支え合いのシステムの構築を推進します。	○益田市障がい者自立支援協議会就労社会参加支援部会と連携し、就労事業所説明会を実施する等就労社会参加の推進を図る。 ○障がい者スポーツ大会開催に協力し、大会への参加促進を図る。	○益田市障がい者自立支援協議会就労社会参加支援部会で地域で障がいのある方の余暇を充実させるため、現状把握のアンケートを実施した。アンケート結果から余暇活動について、現状を把握することができた。 ○島根県障がい者スポーツ大会(益田市会場はなかった) ○益田市障がい者スポーツ大会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	○アンケートの結果を踏まえ、今後取り組む内容を引き続き検討していく。
④	障がいのある人の権利擁護の取組	○障害者虐待防止法に基づき設置した虐待相談窓口において、虐待を受けた障がいのある人と擁護者への支援を行います。 ○障がいのある人への虐待や権利擁護について、市民に対して意識啓発を図るとともに、理解を深めるための取組みを行います。	○虐待相談窓口、24時間対応相談専用電話を市障がい者福祉課内に設置し、支援を実施する。 ○障がいのある方への虐待防止に向けた取組として、パンフレット配布及び相談窓口の情報提供などの啓発活動を実施する。	○虐待相談窓口として、相談対応、支援に取り組んだ。(電話だけでなく来所にて相談あり) 窓口4件 電話2件 ○障がいのある方への虐待防止に関するパンフレットの配布は実施しなかったが、窓口に配置し啓発に努めた。	○引き続き虐待相談窓口として、相談対応、支援に取り組む必要がある。 ○引き続き障がいのある方への虐待防止に向けた啓発活動が必要である。

6 外国人

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画	R3 事業実績	評価・課題
①	差別意識解消のための教育・啓発の推進	○外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、学校、地域、職場など様々な場面で教育・啓発を推進します。 ○益田市在日外国人学校教育基本方針を基盤とした教育活動を展開し、人権・同和教育の充実を図ります。	○啓発ポスターやチラシ等の設置を行い、啓発に努める。 ○外国人の人権について研修会を開催する。 ○授業実践を通じた啓発を実施する。 ○授業実践にあたっての資料提供等の相談にのる。	○外国人住民向け人権啓発用リーフレット等を設置し啓発を行った。 ○多文化共生社会の実現に向けた研修会を開催した。 日時：令和3年12月14日 13：30～15：30 場所：人権センター 内容：「多文化共生セミナー」 ～色々な文化を持つ人が互いを認め、理解し共にくらししていくために～ 「やさしい日本語」について 講師：島根県文化国際課 国際交流員 フェリペ・ナシメント氏 オリバー・マーシャル氏 公益財団法人しまね国際センター 地域日本語教育コーディネーター 岩田和美 氏 受講者：83名 (再掲2-①) ○道徳教育において、児童生徒に対し、相互の豊かな人間関係を育むよう努め、違いを認め合い尊重し合う意識や態度を育てる取組を行った。	○外国人の転入は増加傾向にあり、日常においても接する機会が多くなっている。様々な周知方法で偏見や差別意識の解消のための教育・啓発活動が必要である。 ○外国人との接し方について理解が深まり、苦手意識の解消を進めることができたので、引き続き理解を深めるための教育・啓発活動が必要である。 ○差別意識解消のための基盤作りとして、道徳科の取り組みは大変重要かつ有効である。今後も道徳科を核としながら自他ともに尊重できる児童生徒の育成に取り組んでいきたい。
②	多文化共生社会づくりの推進	○日本語がわからずに生活に課題があるまま地域に居住している外国人の方々を対象に、日常的な会話や読み書きを習得する機会として日本語学級を開催し支援を行います。 ○市民を対象として異文化に触れる機会を提供し、多文化理解のための講座を実施します。	○在日外国人を対象にした日本語学級を開催する。	○日本語学級を開催し外国人への日本語学習の支援を行った。 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月～5月中旬中止) 開催日数：33日(毎週日曜日) 延受講者数：259人 指導者：日本語ボランティアグループ ともがき ○日本語ボランティアグループ ともがきに対して外国人支援に関するチラシやしまね国際センターの情報を提供した。	○受講者ごとに日本語の習得度が異なり、年齢層にも幅があるが、クラス分けをして丁寧な学習指導を行っている。日本語を学ぶだけでなく、受講者同士また指導者との交流の場としても有意義だった。引き続き外国人への日本語の習熟度を上げるための支援が必要である。 ○外国人支援に関する情報提供について、日本語学級の受講者以外の方への周知方法を検討する必要がある。
③	外国にルーツをもつ児童生徒への支援	○日本語サポーターを配置して、対象生徒の実態に応じて、授業の中で日本語の支援を行います。	○日本語について支援が必要な児童・生徒に対する日本語支援員の配置を行う。 ○学校訪問等を通じて、日本語支援員との連携を図ると共に、学校の支援体制についての充実を図る。	○日本語指導が必要な児童・生徒が在籍する学校に、1名ずつの支援員を配置し、その児童生徒の発達や思いに沿った丁寧な支援を行った。意欲的に学習し、充実した学びができた。進学への大きな力となった。 ○日本語支援員の思いを共有したり、学校との連携を図ったりすることにより日本語指導の充実を図ることができた。	○日本語支援を通して学校生活の充実を図ることにより、児童生徒が自分のよさを発揮し、目標に向けて進んでいけるような支援ができたと考ええる。 ○それぞれの児童生徒の状況を市教委・保護者・学校が十分に連携を行うことで共通理解し、個に適した支援体制を工夫することができた。
④	外国人のための相談体制の充実	○在住外国人からの相談に対し適切な支援を行い、相談体制の充実を図ります。 ○行政書士による「外国人に関する無料法律相談」を紹介します。	○島根県外国人地域サポーターと連携して相談しやすい体制づくりに努め、相談者への適切な支援を行う。 ○必要に応じて、「外国人に関する無料法律相談」を紹介する。	○島根県外国人地域サポーター連絡会議に参加し、相談体制を充実させるための情報交換などを行った。 ○相談件数 0件	○島根県外国人地域サポーターと連携し、相談対応や支援を行うことが重要である。 ○外国人の無料法律相談は必要に応じて、専門の行政書士と連携し、相談者の支援を行っているが、相談窓口の周知が不足していると思われるので引き続き周知が必要である。

7 HIV感染者・ハンセン病回復者等

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画	R3 事業実績	評価・課題
①	啓発活動及び講演等の開催	○人権センター等や学校で開催する講演会及び研修会において、HIV感染者及びハンセン病について正しい理解が得られるよう啓発活動を行います。	○パネル展示等の啓発活動を実施する。	○ハンセン病問題に関するチラシ等を配布し周知を図った。	○ハンセン病患者やその家族等に対する偏見や差別について、ハンセン病に対する正しい知識の啓発を図ることが出来た。引き続き、様々な機会を活用しての啓発に努める必要がある。

8 北朝鮮当局による拉致問題等

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画	R3 事業実績	評価・課題
①	啓発・広報の推進	○国、県と連携・協力して、情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について関心と認識を深める啓発・広報などに取組めます。	○益田ひろみさんをはじめとする特定失踪者等、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないための取組への支援を行う。 ・パネル展示、ポスター掲示、チラシ配布等 ○国・県へ対して問題解決へ向けての要望を行う。	○「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に啓発パネルの展示等を行った。 展示期間：12月10日～16日 場所：人権センター 内容：パネル展示、ポスター掲示、チラシ及びブルーリボンの設置 来館者：281人 ○拉致問題に関するポスターの掲示やチラシを配布し周知を図った。 ○益田ひろみさんをさがす会「北朝鮮人権フォーラム in 益田」を予定していたが新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。 日時：令和4年2月6日 内容：映画・シンポジウム ○内閣官房による 北朝鮮向けラジオ放送「ふるさとの風」「しおかぜ」共同公開収録を予定していたが新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。 日時：令和4年3月5日 場所：ふれあいホールみと 内容：北朝鮮向けラジオ放送「ふるさとの風」「しおかぜ」共同公開収録、拉致被害者救出を願う協働ライブコンサート ※なお、令和4年1月19日 内閣官房との打合せは実施した。	○ポスター掲示、チラシ配布、ブルーリボンの設置、パネル展示による啓発活動を通して、拉致問題の解決支援のために、広く理解を図る取組を行った。啓発効果についてアンケート等により評価を行う必要がある。 ○益田ひろみさんをはじめとする特定失踪者等、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないための啓発活動に引き続き取り組む必要がある。
②	学校教育の取組	○児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組みを推進します。	○社会科の時間を中心に授業実践を行い、理解を深める。	○映像資料を活用した拉致問題に係る学習を各小中学校に周知、依頼し、社会科の時間を中心に授業実践を行った。	○今後も学級活動や道徳科における学習指導案・資料を示して、授業実践が広く行われるようにしていく必要がある。

9 犯罪被害者等

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画	R3 事業実績	評価・課題
①	意識啓発の推進	○社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成し、犯罪被害者等の人権について正しい理解と認識を深める啓発に取組ます。	○啓発チラシの配布や情報提供を行い、啓発に努める。	実績なし。	○正しい知識や認識を深めるために、啓発チラシの配付やポスターの掲示等情報提供を行う必要がある。
②	関係機関との連携	○国、県、警察等と連携を図りながら、被害者に対する支援を行います。	○研修会や会議等を開催し、相談体制の充実を図る。	実績なし。	○研修会や会議を通じて、犯罪被害者等の理解と認識を深める必要がある。

10 インターネットによる人権侵害

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画	R3 事業実績	評価・課題
①	意識啓発の推進	○情報化社会がもたらす影響について、正しい知識の普及を図るとともに、利用者の責任やモラルに関する啓発を進めます。 ○情報化社会における正しい判断や関わり方について周知するとともに、情報化社会で安全に生活できるための危険回避の方法やセキュリティの知識・技術、健康への意識の向上に努めます。	○啓発チラシの配布や情報提供を行い、啓発に努める。 ○モニタリングを実施し、インターネットやSNS等による被害の拡大防止に努める。	○啓発チラシ設置や研修会への参加を呼びかけるなど啓発を行った。 ○インターネットモニタリング研修に参加した。1名 ○週1回～2回モニタリングを実施した。	○引き続き啓発チラシの配布や情報提供を行い、啓発をしていく必要がある。 ○モニタリングにより、インターネット上での人権侵害を未然に防ぐことが必要である。

11 様々な人権課題

- ①アイヌの人々 ②刑を終えて出所した人 ③ホームレスに対する差別 ④性的指向を理由とする差別
⑤性同一性障害を理由とする差別 ⑥人身取引による人権侵害 ⑦東日本大震災に起因する差別

上記に係る人権課題や新たな人権課題などについても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に向けた取組について検討を行います。